

新宿社協 ～3つの経営方針～

[住民主体の支えあいのしくみづくり]

暮らしの課題に気づき、支えあう、おたがいさまの活動を応援します。

[自分らしく暮らし続けるための地域ぐるみでの支援]

地域の様々な活動者や関係機関と協力し、あなたらしい暮らしを守ります。

[地域福祉を支える基盤の強化]

おたがいさまで支えあうまちづくりのため、地域住民の参加による新宿社協の運営を進めます。



新宿社協は、私どもの住む新宿区を住みよい、明るい町にするために、区内各界の人々で組織され、区民全員参加を旗印にした「たすけあいの会」である。

これは、新宿社協が法人化された後の昭和39年に発行された広報紙「新宿社協」第一号の一節です。“区民全員参加”の旗印は、新宿社協の活動の原点であり、今日に至るまで脈々と受け継がれています。

現在、新宿社協は、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現を目指し、「つなぐ・育む社協へ」をキーワードに3つの経営方針のもとに活動しています。

この新宿社協ガイドでご紹介する新宿社協の各種事業は、地域の皆様のご協力のもと、人と人をつなぐ、よりよいものに“育む”活動です。

手助けが必要な方または、誰かの力になりたいという方は、ぜひ新宿社協までご連絡ください。

あなたとともに地域をつくります

- 社会福祉協議会とは 3
- 新宿社協の組織について 3
- 社協会費と寄附について 3
- 共同募金について 4

ご利用ください！地域の身近な相談窓口です

- 暮らしの総合相談 5
- 新宿ボランティア・市民活動センター 5

地域活動をサポートします

- 地域コーディネーター講座 6
- 生活支援体制整備事業 6
- 社協部会 6
- ふれあい・いきいきサロンの運営支援 7
- 福祉教育・福祉体験学習 7
- 視覚・聴覚障害者支援事業 8
- 地域ささえあい活動助成事業 8

地域の支えあいで日常の困りごとをサポートします

- ファミリーサポート事業 9
- 地域見守り協力員事業 9
- 介護支援ボランティア・ポイント事業 10
- ちょこっと・暮らしのサポート事業 10

機材等を貸し出します

- 車椅子貸出事業 11
- 地域行事用機材の貸出 11

災害対策を推進します

- 災害ボランティアセンターの運営支援等 12
- 災害への備え 12

あなたの生活と権利を守ります

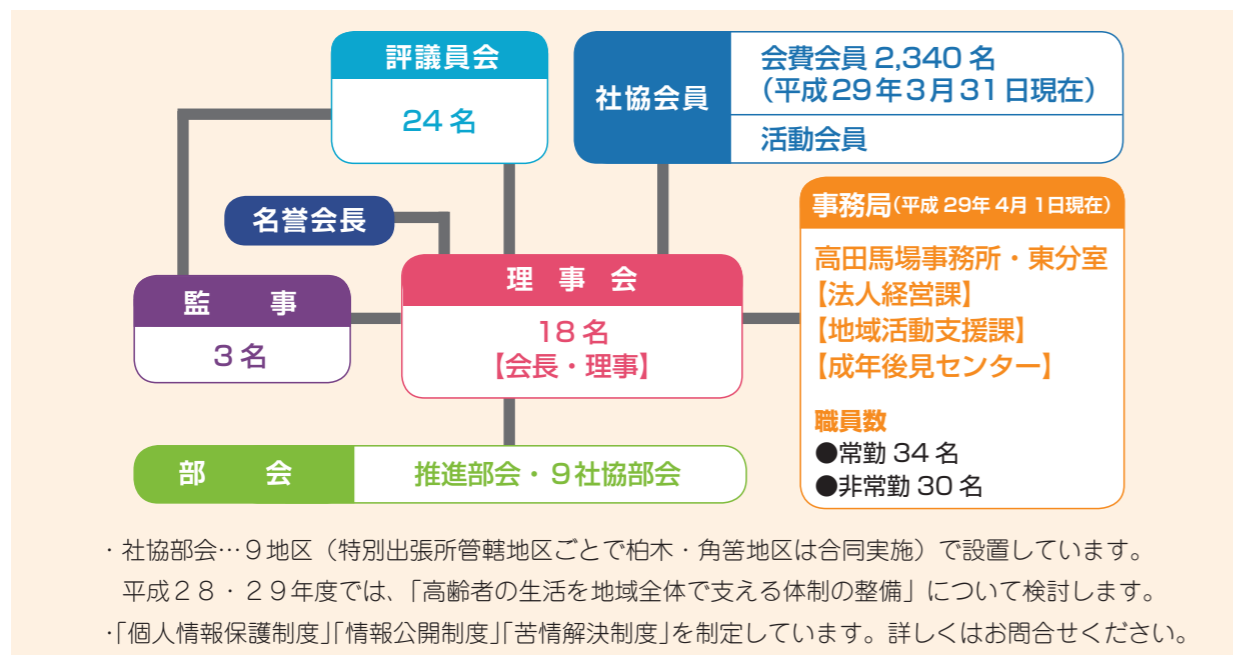
- 成年後見制度の相談 13
- 日常生活の自立支援（地域福祉権利擁護事業） 13
- 貸付事業 14

01 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各区市町村に設置される民間の非営利団体です。地域福祉の推進を目的に、住民や地域団体の方々を会員として成り立っています。

新宿区社会福祉協議会（以下、新宿社協）では、まちで暮らす人たちすべてを対象に、地域共有の課題や、一人ひとりの暮らしの課題について改善・解決に向けた活動に、住民の皆さんをはじめ、市民活動団体、事業者・企業、行政などとともに取り組んでいます。

02 新宿社協の組織について



※会費会員…新宿社協の事業・活動にご賛同いただき、会費で支えてくださる方
活動会員…新宿社協の事業で活動していただける方

03 社協会費と寄附について

新宿社協の活動は、戦後の混乱期に区民の皆様の熱い思いとリーダーシップにより新宿社協が設立されて以来、60年以上の間、区民の皆さんをはじめとした会員の支援によって支えられています。

法的なしくみだけでは行き届かない、皆さん一人ひとりや地域の暮らしの課題に目を向け、住民主体の支えあい・たすけあいの取り組みを支援していくため、会費や寄附という形で、新宿社協への応援をよろしくお願いいたします。

会費会員になるには

まずは、新宿社協までお気軽にご連絡ください。その後、入会手続きは以下のどちらかの方法となります。入会申込書を兼ねた、会費の払込取扱票をご利用ください。

- 1) 社協の窓口にて入会
- 2) 下記の口座への振込による入会



年会費

個人会員	1口 1,000円	1口以上	の任意の額
団体会員	1口 1,000円	3口以上	

寄附について

随時受け付けていますので、新宿社協までご連絡ください。
新宿社協への寄附金は、所得税及び住民税において寄附金控除を受けることができます。
また、**所得税法上の寄附金控除と租税特別措置法上の税額控除のいずれかを選択**することが可能です。詳細についてはお問合せください。

お振込先

郵便局
00110-5-57124
社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

銀行
みずほ銀行 新宿支店 普通 514054
社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 会長 北中 誠

04 共同募金について

毎年10月1日から「赤い羽根共同募金運動」を、12月1日から「歳末・地域たすけあい運動」を実施しています。区内の多くの人たちのご協力で寄せられた募金は、都内・区内の福祉施設の改修や備品購入、区内の在宅障害者などへのお見舞金品、そして、地域での福祉活動への助成金や社協事業に活用されています。



四谷佛教会の皆さんによる托鉢



地区民生委員・児童委員の皆さんによる街頭募金

この新宿社協ガイドでは、皆さんからご協力いただいた「**会費**」 「**寄附**」 「**共同募金**」の活用内容を分かりやすく示すために、それぞれのマークを活用している事業に付けています。
多くの事業が皆さんのご協力により支えられています。

問い合わせ先 法人経営課 ☎ 03-5273-2941 FAX 03-5273-3082

01 暮らしの総合相談 会費 募金 共同

地域の身近な相談窓口として、生活の中のさまざまな問題や悩みごとなどの相談に応じています。相談内容によって、行政サービスや専門機関の紹介など、関係機関との連携・調整を行い、改善・解決に向けた支援をします。

02 新宿ボランティア・市民活動センター 会費 募金 共同

新宿社協は、新宿ボランティア・市民活動センター（地域活動支援課）を設置し、ボランティア活動や市民活動の相談・支援を行っています。新宿ボランティア・市民活動センターと6か所のボランティア・地域活動サポートコーナー（いずれも各特別出張所内に設置／P.1 地図参照）では、ボランティア活動をしたい方とボランティア活動を必要とする方の出会いのお手伝いや、さまざまなボランティア・市民活動団体の支援等を通じ、活動をコーディネートしています。

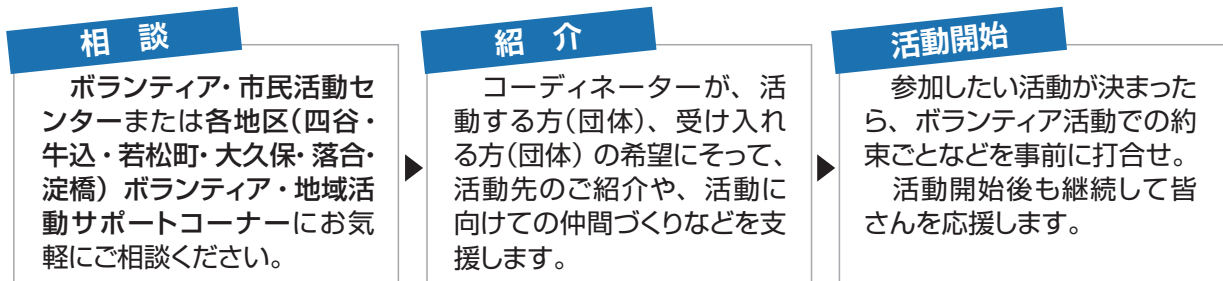


ボランティア活動相談

また、福祉団体・施設やNPO等市民活動団体及びボランティアグループ等と住民との協働、子ども・高齢者・障害者など、多世代の相互理解を目的とした市民活動を推進しています。

さらに、区内の企業を中心に、ボランティア・社会貢献活動に積極的に取り組む「新宿CSRネットワーク」の支援も行っています。（平成29年3月末27社加盟）

ボランティア・市民活動を始めるには…



～ボランティア情報の発信～

ボランティア活動情報を発信する「しずく」と、各地区の身近な地域情報を紹介する「地区情報紙^(※)」を毎月15日に発行しています。「しずく」及び「地区情報紙」は、高田馬場事務所、東分室、6か所のボランティア・地域活動サポートコーナー、区内関係機関や施設等で配架しているほか、当協議会のホームページでもご覧いただけます。

また、ホームページでは、ボランティア活動情報をはじめ、さまざまな地域情報を発信しています。

※「地区情報紙」は、各地区ならではの活動を紹介するなど、より身近な地域情報をお届けします。

このページの
問合わせ先

新宿ボランティア・市民活動センター(地域活動支援課)

高田馬場事務所 ☎ 03-5273-9191 FAX 03-5273-3082

・ボランティア相談日 火曜日(祝日除く)午前8時30分～午後7時/土曜日(祝日除く)午後5時まで

東分室 ☎ 03-3359-0051 FAX 03-3359-0012

・ボランティア相談日 木曜日(祝日除く)午後5時まで

01 地域コーディネーター講座

会費 募金同

地域の居場所活動、支えあい活動の団体・グループの立ち上げ等、具体的な活動やコーディネートを行う人のための養成講座です。講座が修了した後も、関係機関・団体等と連携した、修了者の多様な取り組みの実践を支援します。



コーディネーター講座の様子

02 生活支援体制整備事業 [区委託事業]

●生活支援体制整備事業（区委託事業）について

介護保険法に基づいて、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、区や高齢者総合相談センターと連携し、地域全体で高齢者を支えるための仕組みづくりに取り組みます。

新宿社協に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の訪問型・通所型サービスの創出や、生活支援の担い手の養成、高齢者などが担い手として活動する場の確保等を推進するほか、新宿区生活支援体制整備協議会の運営を行います。

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み

区
全
域

生活支援コーディネーター

●住民主体の支えあい活動の充実・住民型サービス(総合事業)の担い手の養成を行います。



生活支援コーディネーターの取り組みの方向性等の提示

新宿区生活支援体制整備協議会(区に1つ設置)

●多様なサービス提供主体等が参画し、定期的な情報の共有・連携強化の場を目的とした協議を行います。

日
常
生
活
圏
域

新宿区生活支援体制整備協議会で検討する事項等の提示・調整等

調整部会(高齢者総合相談センターの東・中央・西圏域に1か所ずつ、計3か所設置)

●新宿区生活支援体制整備協議会への提案内容などの事前調整を行います。

03 社協部会 寄附

理事会の補助機関として区内9地区に設置し、新宿社協の事業実施を通じて解決すべき地域課題について、協議・提言を行います。平成28・29年度は、「高齢者の生活を地域全体で支えるしくみづくり」について検討し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの実現につなげます。



社協部会検討経過報告会の様子

このページの
問い合わせ先

新宿ボランティア・市民活動センター(地域活動支援課)

高田馬場事務所 ☎ 03-5273-9191 FAX 03-5273-3082

東分室 ☎ 03-3359-0051 FAX 03-3359-0012

04 ふれあい・いきいきサロンの運営支援 会費

ふれあい・いきいきサロンは、外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。

住民の方同士の情報交換、子育て中の不安解消などを目的に、平成29年3月末現在で73サロンが運営されています。

新宿社協では、サロンの立ち上げや、運営に関する相談など、サロン活動の運営支援を行っています。



さんぽみち



よりみちサロン



多世代交流ラボ「にこりハハ」

05 福祉教育・福祉体験学習 会費 募金

福祉教育の推進では、区内の小・中学校、高等学校、専門学校、大学で行う福祉教育及び企業、地域団体が行う福祉体験学習への企画協力や講師紹介を行っています。

講師には、内容や目的に応じて、地域で暮らす障害者や、福祉関係団体、企業の方をご紹介します。障害者や高齢者等との交流を通じて、身近にある課題や生活者の多様性を感じ、考える機会を支援します。

また、区教育委員会が行う東京オリンピック・パラリンピックを契機とした福祉教育の推進に協力しています。



視覚障害者との交流・講話

このページの
問い合わせ先

新宿ボランティア・市民活動センター(地域活動支援課)
高田馬場事務所 ☎ 03-5273-9191 FAX 03-5273-3082
東分室 ☎ 03-3359-0051 FAX 03-3359-0012

06 視覚・聴覚障害者支援事業 [区委託事業]

視覚障害・聴覚障害のある方の社会参加のために、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーを開設しています。障害のある方同士や支援者、障害について学ぼうとしている人たちなどの交流の場として、情報交換や相互理解を深める活動のお手伝いをしています。

対 象	視覚・聴覚等に障害がある方やその支援者及び一般区民
内 容	交流コーナーでは、インターネット情報検索やコーナー担当推進員による代読・代筆サービス、相談・助言、情報提供及び各種講座・講習会の開催を行っています。また、交流活動グループの活動の場として利用できます。

視覚障害者交流コーナー

- ・ パソコン（音声読み上げソフト）
- ・ よむべえ（印刷物の読み上げ、拡大読書機）
- ・ プレクストーク(デージー図書の再生、録音、図書制作)
- ・ 点字プリンター

※点字プリンターの利用 利用料金:片面1枚10円・両面1枚15円



視覚障害者交流コーナー

聴覚障害者交流コーナー

- ・ パソコン
- ・ テレビ（CS 目で聴くテレビ）
- ・ ブルーレイ・DVD プレイヤー



聴覚障害者交流コーナー（手話サロン）

視覚障害者交流コーナー ☎・FAX 03-6233-9555

聴覚障害者交流コーナー ☎・FAX 03-6457-6100

月～土曜日 午前10時～午後9時（日曜日、祝日、年末年始は休み）

コーナー担当推進員は、午前10時から午後5時まで常駐します。

関係機器のご利用は、コーナー担当推進員の常駐時間内をお願いします。

07 地域ささえあい活動助成事業 寄附 募金

区内の団体が自主的に企画・調整・開催し、地域において共通の問題解決などに向けて取り組む、支えあい・たすけあいの活動に対して経費の一部を助成しています。

助成基準に基づいた審査を経て、予算の範囲内で助成金額を決定します。

手引き・ガイドライン・申請書などは、高田馬場事務所及び東分室、各ボランティア・地域活動サポートコーナー窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。



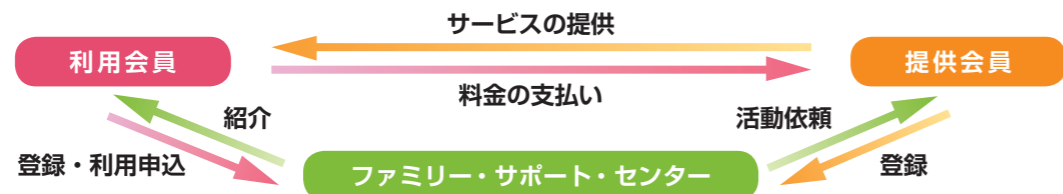
助成事業の例
(地域の任意団体によるイベント
諸経費の助成)

問い合わせ先

法人経営課 ☎ 03-5273-2941 FAX 03-5273-3082

01 ファミリーサポート事業 [区委託事業]

地域の中での子育て支援と児童福祉の向上のため、区民による会員制の相互援助活動を行っています。子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の橋渡しをしています。



対 象	【利用会員】 新宿区に在住・在勤又は在学し、子育ての援助を必要とする、生後43日以上18歳までの児童の保護者 【提供会員】 新宿区に在住又は在学する18歳以上の心身ともに健康な方
利用時間及び料金	原則として午前6時～午後10時 午前7時～午後7時 1時間につき800円 上記時間帯以外及び年末年始 1時間につき900円



提供会員の活動の様子

病児・病後児預かり相互援助活動

児童が病気、又は病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができない時に、保護者が病気の児童を医療機関に受診させ、医師の診断のうえ預かります。医療機関で受診していない児童の援助活動はできません。（診断を受けていてもお預かりできない場合があります）なお、事前登録が必要です。

対 象	新宿区に在住する1歳以上小学校6年生までの登録している児童
利用時間及び料金	月～金曜日（ただし土・日・祝祭日・年末年始を除く） 午前8時～午後6時30分 1時間につき1,000円

問い合わせ先 新宿区ファミリー・サポート・センター
 ☎ 03-5273-3545 FAX 03-5273-3082

02 地域見守り協力員事業 [区委託事業]

地域の支えあい活動として、地域見守り協力員（ボランティア）が月2回程度訪問します。

対 象	75歳以上のひとり暮らし、または75歳以上のみの世帯の方、希望する方
活動内容	地域見守り協力員（ボランティア）が月2回程度訪問し、情報紙「めくもりだより」を配布しながら、玄関先でのあいさつや声かけを通じて高齢者の生活を見守ります。 （介護支援ボランティア・ポイント事業対象）



地域見守り協力員の訪問

03 介護支援ボランティア・ポイント事業 [区委託事業]

区内で高齢者を支えるボランティア活動を行うと、活動内容に応じて、ポイントが付与されます。1年間のポイントを1ポイント100円で翌年に換金または寄附できます。（年間50ポイントが上限）

対 象	区内で活動する18歳以上の方
活動内容	①区内の介護保険施設等でのボランティア ②地域見守り協力員 ③ちよこっと・暮らしのサポート事業のうち30分程度の無償活動 ※上記の他、家族会、認知症介護者家族会、地域安心カフェの運営活動でもポイントが付与されます。



区内施設でのボランティア活動

04 ちよこっと・暮らしのサポート事業 会費 寄附

日常生活の困りごとを、地域のボランティアがお手伝いする、住民同士の支えあい活動です。

対 象	日常生活で援助を必要とする地域住民の方
活動内容	電球交換、エアコンフィルターの取り付け、取り外し、季節家電の入れ替え等のちょっとしたことや、買い物、掃除などの家事支援、外出付添い、趣味の相手など。 ※専門的技術を要するもの（修理・修繕や配線など）、緊急性のあるものは、対象になりません。 ※介護保険サービスとは異なります。
利用料	無償または有償 ※有償の場合は基準額1時間800円（内容により決定） ※交通費等実費は利用者負担になります。



エアコンの掃除



家事支援の様子

無償の活動について

75歳以上の一人暮らし世帯、または75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯には、ちよこっと困りごと援助サービスとして、30分程度で解決できる日常生活の困りごとに、無償でお手伝いできるボランティアを紹介します。（介護支援ボランティア・ポイント事業対象）

②③④の
 問い合わせ先 新宿ボランティア・市民活動センター（地域活動支援課）
 高田馬場事務所 ☎ 03-5273-9191 FAX 03-5273-3082
 東分室 ☎ 03-3359-0051 FAX 03-3359-0012

R01

車椅子貸出事業



区民等からの寄附や、会費・寄附金で購入した車椅子の貸出をしています。

対 象	区内在住の高齢の方、障害のある方など、何らかの事情で一時的に歩行困難な方ただし、介護保険等の公的サービスで対応可能な方や実費購入などの方法をとることができる方は、原則として対象外となります。営利目的、政治・宗教活動への貸出はできません。
利 用 料	無料
貸出期間	短期（2週間以内）と長期（4か月以内）
貸出場所	高田馬場事務所、東分室及び6か所のボランティア・地域活動サポートコーナー（四谷・牛込・若松町・大久保・落合・淀橋）で貸出を行います。 また、2週間以内の短期利用に限り、各特別出張所でも貸出を行っています。



介助式車椅子



自走式車椅子

R02

地域行事用機材の貸出



地域での行事を支援するため、行事用機材を区内団体などへ無料で貸出します。予約は、使用日の6か月前から受け付けます。営利目的、政治・宗教活動への貸出はできません。

貸出機材一覧	
もちつきセット	着ぐるみ(うさぎ・トラ)
ポップコーン機	テント(大・小)
綿菓子機	スロープ
石焼きいも機	プロジェクター
鉄板焼機	高齢者疑似体験セット
公式輪投げセット	高齢者疑似体験セット(キッズセット)
ゲーゴルゲーム	発電機(ガスカートリッジ式)

※貸出期間は、原則として1週間。



ゲーゴルゲームと輪投げセット

このページの
問合わせ先

新宿ボランティア・市民活動センター(地域活動支援課)

高田馬場事務所

☎ 03-5273-9191

FAX 03-5273-3082

01 災害ボランティアセンターの運営支援等 会費 寄附

新宿社協では、新宿区との協定により、発災時に新宿区が立ち上げる災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、運営支援及び災害ボランティアのコーディネートを行います。

発災時に災害ボランティアセンターがその役割を遂行できるよう、平時から災害ボランティア養成講座などを実施しています。講座を修了した災害ボランティアには、地域本部（各特別出張所に設置）での運営支援を担っていただく予定です。

また、国内外の被災地で支援活動実績があるNPO・NGOなど及び区担当部課を構成とする「新宿区災害ボランティアセンター関係団体意見交換会」を開催し、協力・連携を進めています。

【災害ボランティアセンターの活動内容】

大規模災害が発生し災害ボランティアセンターが設置されると、ボランティアの募集が始まります。センターには、被災地からのニーズが集まり、様々なボランティア希望者が訪れます。

災害ボランティアセンターでは、日々変化する被災状況を考慮しながら、効果的な支援を行うためのニーズの把握や調査、活動のコーディネートなどを行います。



新宿区災害ボランティアセンター運営模擬訓練

02 災害への備え 会費 寄附

新宿社協では、大規模災害発生時、速やかに災害対策本部を立ち上げ、通常業務に加えて被災者の生活支援や災害ボランティアセンターの運営支援が行えるよう、防災計画や事業継続計画（BCP）に基づき、日頃からの対策や体制整備を推進しています。

また、新宿社協における情報システムや機材・ネットワークの早期復旧のために、遠隔地へのデータバックアップをはじめ、情報システム運用に関する継続計画（ITBCP）を制定し、計画に基づいた職員の育成を行っています。



このページの
問い合わせ先

新宿ボランティア・市民活動センター（地域活動支援課）
高田馬場事務所 ☎ 03-5273-9191

法人経営課 ☎ 03-5273-2941
（共通） FAX 03-5273-3082

01 は新宿ボランティア・市民活動センター、02 は法人経営課へお問い合わせください。

01 成年後見制度の相談 [区委託事業]

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度（民法）です。成年後見人などがこれらの方の意思を尊重し、不動産や預貯金などの管理をしたり、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど、その方らしい生活ができるよう法律面や生活面の支援をします。



成年後見センターでは、成年後見の相談窓口を開設しています。また、実際に後見活動に携わっている専門家の協力により「成年後見専門相談」を実施していますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
専門家による相談	月曜日 司法書士 水曜日 弁護士 金曜日 社会福祉士 <small>* 時間は午後1時～2時、午後2時30分～3時30分 * 専用の相談室があります。 * 事前の電話予約が優先です。</small>
相談内容	制度の説明（法定後見・任意後見） 申立の手続き（説明・申立書類配布・書き方など） 後見人の活動（活動内容・活動での困りごと・報告書作成義務） その他（財産管理保護・今後の生活・遺言など） <small>* 都合により来所できない方は、ご自宅等への訪問もできます。詳しくはご相談ください。</small>
利用料	無料
その他	成年後見制度に関する出前講座も行っています。ご希望の方はご連絡ください。

02 日常生活の自立支援 （地域福祉権利擁護事業） [都社協委託事業]

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう支援する制度（社会福祉法）です。本人との「契約」により下記①の援助を中心に、必要に応じて②③のお手伝いなどを担当の生活支援員・専門員が援助します。

援助内容	基本料金
① 福祉サービスの利用援助 （福祉サービスの利用に関する手続きなどのお手伝い）	1回1時間につき 1,000円
② 日常的金銭管理サービス （公共料金の支払い手続き、 生活費の払戻しなどのお手伝い）	通帳 本人保管
	通帳 社協預かり
③ 書類などの預かりサービス （預貯金の通帳などの大切な書類を保管するお手伝い）	1か月 1,000円

成年後見センターでは、成年後見制度の相談と日常生活の自立支援（地域福祉権利擁護事業）を一体的に運営しています。

このページの
問い合わせ先

新宿区成年後見センター
地域福祉権利擁護事業担当
(共通)

☎ 03-5273-4522
☎ 03-5273-4523
FAX 03-5273-3082

03 貸付事業 [都社協・区委託事業 / 区補助事業]

貸付を希望される方は貸付要件や必要書類もありますので、**事前にお電話などでご相談ください。**

1 生活福祉資金 [都社協委託事業]

福祉資金・ 教育支援資金	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、その生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談援助を行います。 具体的な利用目的は、住宅の改修費、就職するための技能を修得する費用、学費等の資金などです。貸付から返済完了までの過程で、民生委員による相談援助活動が行われます。
総合支援資金・ 臨時特例つなぎ資金	失業などにより、日常生活が困難な状況の方に対し、自立のために必要な生活費や一時的な資金の貸付、更に、継続的な相談援助を行います。
不動産担保型生活資金	現在居住している自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。（土地の評価額が概ね、1,500万円以上の一戸建て住宅）
緊急小口資金	所得の少ない世帯に対し、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合で、返済が確実にできるだけの収入見込みのある方に、10万円を限度に貸し付けます。

2 応急小口資金 [区補助事業]

区内に3か月以上引き続き居住し、治療費や転居にかかる費用など、具体的な利用目的があり、他からの借入が困難な低所得世帯で、返済が確実にできるだけの収入見込みがある方に、10万円を限度に貸し付けます。

3 受験生チャレンジ支援資金 [区委託事業]

所得の少ない世帯に対して、中学3年生、高校3年生等の保護者の方を対象に、学習塾の受講料（20万円を限度）、高校・大学等の受験料（高校27,400円、大学80,000円を限度）を貸し付けます。入学した場合などは、返済が免除になります。

これらの資金ごとに、貸付条件や基準があり、返済が確実にできるだけの収入が見込めるなど、一定の要件を満たす必要があります。

また、借入れには、日数がかかります。貸付を希望される方は、事前にお電話などでご相談ください。

問合わせ先

法人経営課 貸付担当 ☎ 03-5273-3541
受験生チャレンジ支援貸付事業担当 ☎ 03-5292-3250
(共通) FAX 03-5273-3082